

社会福祉法人宇和島市民共済会
平成 30 年度 事業計画
(居宅介護支援事業所)

1. 運営方針

居宅介護支援事業所は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となっても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的・効率的に提供し利用者を支援することを目的とする。

要介護（要支援）者、及びその家族は状態変化に伴いさまざまな不安や葛藤の中で生活の目標を見失ったり、混乱したりする場合があるが傾聴や相談によって利用者や家族の不安や悩みを受け止め、生活全般を見渡しその置かれている環境など解決すべき課題を把握する。関わっていく中で徐々に利用者との信頼関係を構築しながら意欲を高め、サービス計画に定めた目標に向かって支援していく。

また、医療と介護の継ぎ目のないサービスを効果的に利用できるようにする観点から入退院においては関係機関と情報交換を行う。また独居及び認知症高齢者等の増加を踏まえ、効率的且つ適正なサービスの提供を図り、利用者やその家族が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援する。平成 29 年度より宇和島市でも総合事業が開始となり、実施にあたっては宇和島市や地域包括支援センター、介護サービス事業所、介護保険施設、医療機関等との連携を図り自立支援を意識し重度化防止に繋げていく。

事業内容(居宅介護支援事業所)

利用定員 居宅介護支援 156 名(39 名×4)

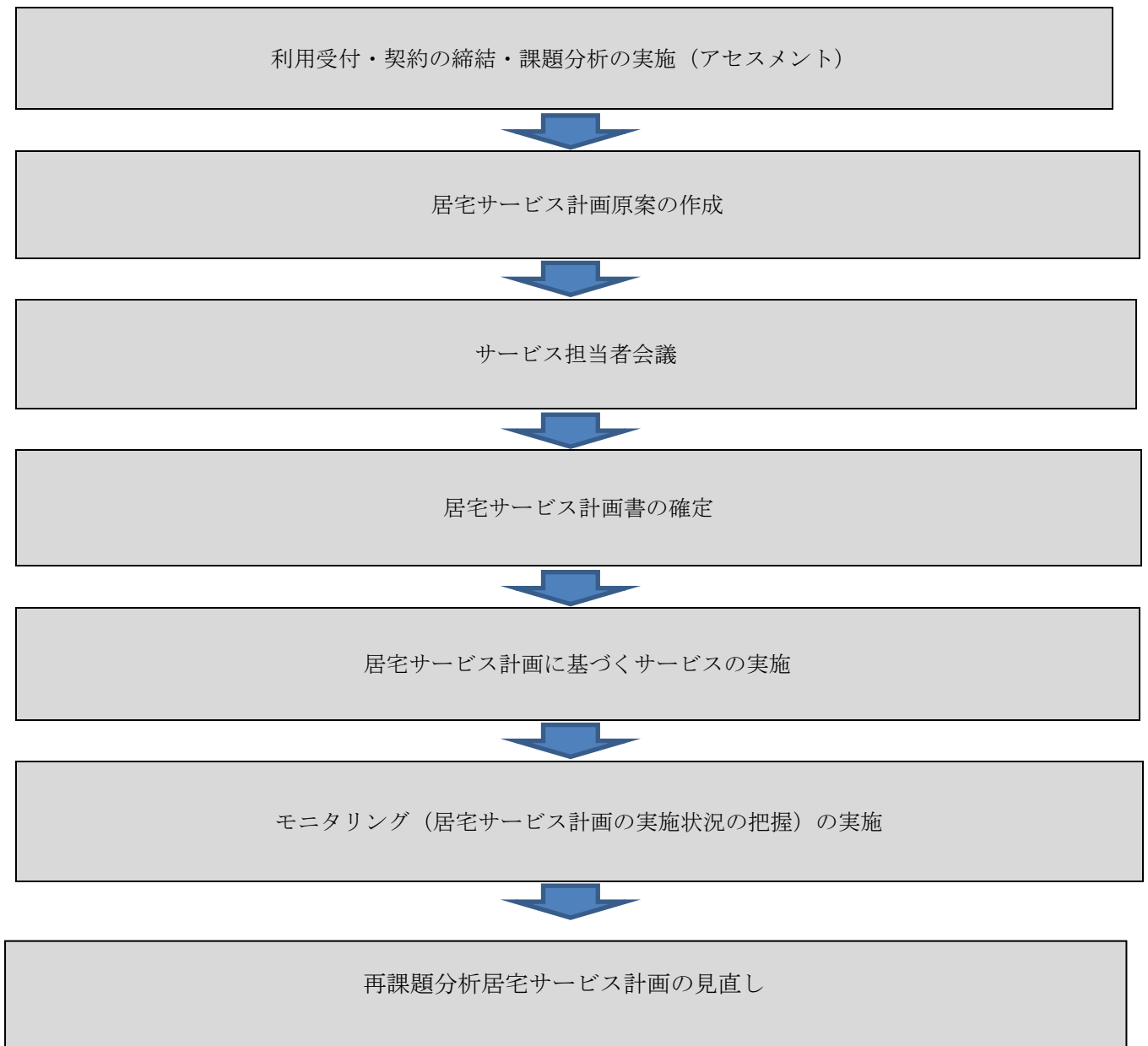
職員定数 4 名

事業開始年月日 平成 13 年 4 月 1 日

2. 30 年度の重点目標

- ・ 24 時間の支援体制や各種書類等により煩雑になっている業務の在り方を見直し効率化を図っていく。
- ・ 個人毎で行っているファイリングについて、事業所内での統一化を図る。
- ・ 新規利用者や困難事例等、必要に応じて同行訪問を実施し職員間の情報交換・課題の共有・相談がよりスムーズに図れるよう事業所内での情報共有化を図る。
- ・ 28 年度より介護支援専門員研修体系が見直されている、それぞれが目標を持って自己研鑽に励み、高い知識と技術（専門性）を備える事が出来るよう資質向上を図って行く。
- ・ 今年度の介護保険制度改正については、情報収集を行的確に把握し、多職種との連携を図り円滑な事業実施を行う。
- ・ 法人内部の各事業所と連携を図りながら、共生意識を高めていく。

3. 利用者援助の業務



4. サービスの質の向上

- 外部・内部研修に積極的に取り組む。また、外部研修参加後は、事業所内において研修報告を行い、情報・知識の共有を行う。研修への参加及び自己研鑽を行う事で、介護支援専門員としての資質の向上に努め、利用者様及び地域に信頼される事業所を目指す。
- また、利用者様によるサービスの選択を実現するために地域の介護サービス事業者を的確に収集・把握に努め、偏ることなく1人1人に合ったサービス・事業所等を紹介出来るよう、宇和島市より提供されたパンレットや事業所作成の小冊子等を活用する。

5. 情報公表、自己評価の実施

- 介護サービス事業の公表制度の受け入れ、居宅介護支援サービス評価基準による自己評価を実施していく。あわせて課題解決に取り組み、サービスの質の向上を図っていく。

6. 苦情解決

- ・これまで、苦情などの連絡・報告等はないが、注意・要望については真摯に受け止め、必要な対応を速やかに行い、サービスの改善に努める。

7. 守秘義務の徹底

- ・利用者・ご家族から知り得たプライバシーに関する情報は関係者以外に漏れる事がない様にする。（個人情報等ファイル・U S B 記録機器は書庫にて鍵管理を行う。）
相談者のプライバシー保護のため相談・面接時の対応に配慮する。（面接時は相談室を使用し、個人のプライバシーを保護する）また、多職種が入り混じる事務所において電話での応対・会話等に留意する。

8. 研修

(1) 外部研修

① 愛媛県が定めた介護支援専門員研修体系について

研修名		講習時間	受講対象者
実務研修(従事者基礎研修)		8 7 時間	実務従事後 1 年未満の者が対象
更 新 研 修	専門研修課程 I	5 6 時間	主に就業 6 ヶ月以上の者
	専門研修課程 II	3 2 時間	主に就業 3 年以上の者
主任介護支援専門員研修		7 0 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践出来ている介護支援専門員 ・次の①から④のいずれかに該当かつ、専門研修課程 I 及び II 又は介護支援専門員更新研修修了者 ① 専任として従事した期間が 5 年以上 ② ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は認定ケアマネージャーであって、専任として従事した期間が通算 3 年以上。 ③ 現に地域包括支援センターに配置されている主任介護支援専門員に準ずる者 ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者
主任介護支援専門員更新研修		4 6 時間	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね 2 年以内に満了する主任介護支援専門員。かつ、次の①から④のいずれかに該当。 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験者 ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年 4 回以上参加した者

		③ 日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者。
--	--	--

② その他の研修

研修名	主催
介護支援専門員特別研修	愛媛県社会福祉協議会
難病・高次脳機能障害支援関係者研修会	愛媛県宇和島保健所
愛媛県介護支援専門員協会	愛媛県医師会館他
在宅緩和ケア推進委員会	宇和島市医師会
地域ケア会議	宇和島社会福祉協議会

郵送等で案内される研修について、事業所内で検討の上必要に応じて参加する。

9. 諸会議

会議名	出席者	会議内容
所内会議	居宅職員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等 ・処遇困難ケースについての具体的処遇方針の検討 ・過去に取り扱ったケースについての問題点及び改善策の検討 ・地域における事業者や活用できる社会資源の現状について確認及び検討 ・保険医療及び福祉に関する諸制度について ・ケアマネジメントに関する技術について ・利用者からの苦情に関する改善方針の検討 ・職員間での問題点・課題の共有、相談